

## ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム及びビコザマイシンの取扱いについて

### 1. 今回の食品安全委員会の薬剤耐性菌に関する評価結果

#### (1) ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム (HPS)

ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム (HPS: Calcium halofuginone polystyrenesulfonate) は、スチレンとジビニルベンゼンの共重合体にスルホン酸基を結合させカルシウム型とした陽イオン交換樹脂であるポリスチレンスルホン酸とハロフジノンが結合した高分子化合物である。また、ハロフジノンは、ジョウザンアジサイ (*Dichroa febrifuga* Lour) の根に含まれる抗マラリア原虫作用をもつキナゾリンアルカロイドのフェブリフジン (Febrifugine) の合成誘導体である。

HPS は、国内では 1987 年に飼料添加物として指定された。一方で、ハロフジノンの動物用及びヒト用医薬品としての国内における承認はない。なお、ジョウザンアジサイ (*Dichroa febrifuga* Lour) も、国内では医薬品として承認されていない。また海外においてもヒトの細菌による感染症の治療を目的としたハロフジノンの使用は確認できなかった。

また 2012 年以降、ハロフジノン原体の輸入並びに HPS の製造及び販売はされていない。

HPS についての食品安全委員会によるリスク評価は 2019 年 9 月に開始され、2020 年 2 月に評価結果 (評価書) が公表された。その概要は以下のとおり。

- ・飼料添加物として家畜に使用された場合のリスクの程度は無視できる程度。

#### (2) ビコザマイシン

ビコザマイシンは、放線菌 *Streptomyces sapporonensis* が産生する抗菌性物質で、既存の抗菌性物質のいずれのグループにも属さず、グラム陰性菌に抗菌活性を示す。

ビコザマイシンは、国内では 1983 年に飼料添加物として指定された。なお、1981 年に動物用医薬品としても承認されている。一方で、ビコザマイシン及びその類縁物質は、国内においてヒト用医薬品として使用されていない。また海外においてもヒトの細菌による感染症の治療を目的としたビコザマイシンの使用は確認できなかった。

また、飼料添加物としてのビコザマイシンは、1999 年度以降は製造されていない。

ビコザマイシンについての食品安全委員会によるリスク評価は 2019 年 10 月に開始され、2020 年 5 月に評価結果 (評価書) が公表された。その概要は以下のとおり。

- ・飼料添加物として家畜に使用された場合のリスクの程度は無視できる程度。

### 2. 抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針

「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」に基づくと、食品安全委員会により「無視できるリスク」とされた場合には、モニタリングを継続したうえで使用することとなっている。

# 抗菌性飼料添加物のリスク管理措置

- 抗菌性飼料添加物は、飼料中の栄養成分の有効利用により、家畜の健全な発育を促すために使用。
- これまでも、家畜に安全かつ有効に使用するため、飼料中の濃度や使用する家畜の種類及び時期を設定し、限定的に使用。
- また、使用に伴う薬剤耐性菌の出現(選択)により、人用医薬品として重要な抗菌性物質の有効性に影響を及ぼすことのないよう、食品安全委員会に人の健康影響評価を依頼。
- さらに、薬剤耐性菌の拡がりがないか把握するため、モニタリングを実施。

食品安全委員会：抗菌性飼料添加物の使用により選択された薬剤耐性菌が、食品を介して人の健康に与える影響を評価

2

○抗菌性飼料添加物の名称 (評価年月)

①バージニアマイシン (H28.5)	※H30.7に指定取消済
②硫酸コリスチン (H29.1)	※H30.7に指定取消済
①リン酸タイロシン (H31.2)	※R1.5に指定取消済
②クロテラサイクリン (H31.3)	※R1.12に指定取消予定
③アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン (H31.3)	※R1.12に指定取消予定
①モネンシンナトリウム (H18.9)	②ノシヘプタイド (H24.9)
③センデューマイシンナトリウム (H25.4)	④ラサロトナトリウム (H25.4)
⑤サリマイシンナトリウム (H25.6)	⑥ナラシン (H25.6)
⑦フラボフォスフォール (H25.11)	⑧アビラマイシン (H26.1)
⑨エンラマイシン (H26.10)	⑩ハロフジノンホリスチレンスルホン酸
⑪ピコザマイシン (R2.5)	カルシウム (R2.2)

リスクの推定区分	リスク管理措置の例
高度 (0物質)	指定の取消し (必要に応じて、指定取消しまでの経過期間を設定)
中等度 (2物質)	
低度 (3物質)	
無視できる程度 (11物質)	モニタリングの継続

農林水産省は、食品安全委員会の評価結果等を受けて、リスク管理措置を策定

※ 以下の4物質は、「薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられ、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる」との回答があった。

- ①アンプロリウム(H25.9) ②エトパベート(H25.9) ③クエン酸モランテル(H25.9) ④ナイカルバジン(H25.9)

## 抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針

### 1. 緒言

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号、以下「飼料安全法」という。）に基づき飼料添加物を指定するに当たっては、「その必要性が高く、効果が明らかであり、かつ、安全性の確認されたもののうちから必要最小限の範囲において」指定することとされており、また、「飼料添加物は、当該飼料添加物を含む飼料を給与することにより医療の分野において悪影響を及ぼすものであってはならない」とされている<sup>1</sup>。この考え方は、抗菌性飼料添加物を含む全ての飼料添加物に共通した原則であり、抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定においても基本となる。

抗菌性飼料添加物は、安全な食品の安定した生産を確保する上で重要な資材であるが、一方で、その使用により選択される薬剤耐性菌が、畜産物を介して人の健康に影響を及ぼすリスクも常に存在する。このリスクを最小限にするためには、リスク評価に基づくリスク管理措置が必要となる。わが国において、食用動物に使用する抗菌性飼料添加物に関しては、平成 15 年以降、薬剤耐性菌の食品を介した人への影響に関するリスク評価が、「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」（平成 16 年 9 月 30 日食品安全委員会決定。以下「食品安全委員会評価指針」という。）に沿って順次行われている。農林水産省は、従来から抗菌性飼料添加物のリスク管理を飼料安全法等に基づいて行っているが、さらに食品安全委員会での食品安全委員会評価指針によるリスク評価結果等を踏まえたリスク管理措置を検討する必要がある。

このような背景から、食品の安全性及び抗菌性飼料添加物の畜産物生産における有効性の確保を目的として、薬剤耐性菌に係るリスクを低減するための科学的知見に基づいたリスク管理措置を策定する上で必要となる指針を定めた。なお、本指針は、リスク管理に係る作業のうち、リスク管理措置の策定から実施までの範囲に関するものであり、それぞれの段階において、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成 17 年 8 月農林水産省 厚生労働省。以下「リスク管理手順書」という。）を参照するものとする。また、本指針は現時点で実施可能なリスク管理措置を示したものであって、柔軟に運用しながら必要に応じて見直しを行っていく。

---

<sup>1</sup> 飼料添加物の評価基準の制定について（平成 4 年 3 月農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）

## 2. 定義

本指針における用語の定義は、次に定めるほか、リスク管理手順書及び食品安全委員会評価指針による。

- ・家畜等

牛、豚、鶏及びうずらとする。

- ・ハザード

ヒトに対する危害因子（リスク要因）であり、家畜等に動物用抗菌性物質を使用した結果として選択される薬剤耐性菌。

- ・リスク

家畜等に対し抗菌性飼料添加物を使用したことにより選択される薬剤耐性菌（ハザード）が、人又は家畜等に伝播し、当該細菌に起因する感染症が発生した場合に、人用又は動物用抗菌性物質製剤による治療効果を減弱又は喪失する可能性及びその程度。

- ・リスク管理措置

薬剤耐性菌の選択を低減させるための施策。

## 3. 目的及び対象

本指針は、家畜等に抗菌性飼料添加物を使用することにより選択される薬剤耐性菌に係るリスクを低減するために、リスク管理措置を策定することを目的としたものである。リスク管理措置の策定に当たっては、人の健康に対する悪影響を低減させることを最優先し、安全な食品の生産に支障のない範囲で、抗菌性飼料添加物の畜産物生産上の重要性を考慮する。

## 4. リスク管理措置策定に関する基本的な進め方

リスク管理措置の策定は、飼料添加物の評価基準の制定について（平成4年3月農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知、以下「通知」という。）を踏まえ、かつ、食品安全委員会のリスク評価結果を考慮した上で行う。ただし、食品安全委員会による評価を行ういとまがない場合は農林水産省において必要に応じて食品安全委員会評価指針を参考として暫定的なリスクの推定を行うものとする。

## 5. リスク管理措置策定に用いる資料

対象となる抗菌性飼料添加物のリスク評価に関する資料（食品安全委員会評価指針に基づき提出した資料、評価結果等）に加え、リスク管理措置選定の判断要素（表1）に関する資料とする。資料については、抗菌性飼料添加物製造業者等の協力を得て農林水産省が作成する。

## 6. リスク管理措置の策定

### (1) 実施可能なリスク管理措置

現時点で実施可能なリスク管理措置を表2に示す。

## (2) リスク管理措置の策定方法

リスク管理措置の考え方を表3に示す。

### ① 第1段階

通知を踏まえ、対象となる抗菌性飼料添加物の効果、使用実態（流通量）等から指定の必要性を十分吟味する。一定の期間流通実態がないなど指定の必要性が低いと考えられる場合には指定の取消しを検討する。

### ② 第2段階

第1段階で指定の必要性が認められた場合には、食品安全委員会の評価結果に基づくリスクの推定区分（高度、中等度、低度又は無視できる程度、あるいは評価不要）に応じてリスク管理措置を検討する。通知の趣旨を踏まえ、食品安全委員会のリスク評価によりリスクあり（高度、中等度あるいは低度のリスク）とされた場合には、原則指定取消しとする。

食品安全委員会によりリスクなし（無視できるリスクあるいはリスク評価不要）とされた場合には、モニタリングを継続したうえで使用することとする。

ただし、指定取消しとされた飼料添加物については、畜産物生産における当該抗菌性飼料添加物の重要性、代替物質又は代替措置の有無及びその経済性、二次的リスク、海外諸国における規制状況、その他リスク管理措置を選定するに当たって検討すべき判断要素（表1）を、飼料安全法に基づく対象となる畜産動物ごとに検討し、表2に掲げるリスク管理措置を必要に応じて講じたうえで指定取消しまでに一定の経過期間を設定することができるものとする。

なお、食品安全委員会による評価を行ういとまがない場合は農林水産省において必要に応じて食品安全委員会評価指針を参考として暫定的なリスクの推定を行うものとする。

## 7. リスク管理措置の決定・実施

6の(2)のリスク管理措置について飼料安全部会での審議等を経て決定し、必要に応じてリスクコミュニケーション、パブリックコメント等の手続を経たのち、適用する。

表1 リスク管理措置選定に当たっての判断要素

判断要素	説明
畜産物生産における 当該製剤の重要性	生産現場での重要度（使用実態（流通量）、効果、経済性等）
代替物質、代替措置 の有無及び経済性	当該物質と同等の効果を持つ物質の有無及び経済性 その他生産性の維持及び改善に利用できる措置の有無及び経済性
二次的リスク	そのリスク管理措置案を実施した場合に、代替物質に対する耐性菌の増加等が発生する可能性及びその程度。
リスク低減効果	そのリスク管理措置案を実施した場合に期待できる薬剤耐性菌の選択に係る発生リスクの減少の程度。
海外諸国における 規制状況	当該物質の海外諸国における規制状況
実施可能性	そのリスク管理措置案の技術面、行政面、財政面等における実施可能性
その他	物質の特性等により必要に応じて考慮すべき判断要素

表2 実施可能なリスク管理措置

リスク管理措置	効果
指定の取消し	当該飼料添加物が国内で流通（使用）できなくなる。
対象飼料の削除	複数の動物種用飼料を対象として指定がなされている場合、一部の対象動物用飼料で使用できなくなる。
飼育期の後半の使用制限	1頭(1羽)当たりの飼料摂取量の多い飼育期の後半の使用制限をすることにより使用量が減少する。さらに、飼育期の後半の使用に伴う選択圧による出荷間際の耐性菌の増加を防ぐ。
モニタリングの強化	モニタリングの頻度、地点等を増やすことにより、耐性状況の変化を速やかに検出する。
その他	薬剤の特性等により、必要に応じてリスク管理措置を検討する。

表3 リスクの推定区分に対応するリスク管理措置の考え方

リスク管理方針	リスクの推定区分	リスク管理措置の考え方
リスク管理措置の強化	高度	原則として指定取消し※
	中等度	
	低度	
リスク管理措置の継続	無視できる程度	モニタリングの継続
	評価不要	

※ 必要に応じて指定取消しまでの経過期間を設けることができるものとする。



参考資料

食品安全委員会におけるリスクの推定の判断の考え方

評価項目			リスクの推定区分
○発生評価	○暴露評価	○影響評価	
スコア 高度(3) 中等度(2) 低度(1) 無視できる程度(0)	スコア 高度(3) 中等度(2) 低度(1) 無視できる程度(0)	スコア 高度(3) 中等度(2) 低度(1) 無視できる程度(0)	
・スコア合計 8～9			高度:ハザードによるリスクは大きい。
・スコア合計 5～7			中等度:ハザードによるリスクは中程度である。
・スコア合計 2～4			低度:ハザードによるリスクは小さい。
・スコア合計 0～1			無視できる程度:ハザードによるリスクは無視できる程度である。

発生評価：動物用抗菌性物質が家畜等に使用された場合に、ハザードが選択される可能性及びその程度を評価すること。

暴露評価：ヒトがハザードに暴露される経路を説明し、その暴露の起こる可能性及びその程度を評価すること。

影響評価：ハザードのヒトへの暴露とその暴露によるヒトへの影響との関連性を説明し、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱あるいは喪失する可能性及びその程度を評価すること。

## 食品安全総合情報システム



検索

[トップ](#) [キーワード検索](#) [食品安全関係情報](#) [会議資料](#) [Q & A](#) [評価書](#) [研究情報](#) [調査情報](#) [ヘルプ](#)

### 評価書詳細

項目	内容	添付資料ファイル
評価案件ID	kya03120816926	-
評価品目名	ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム（薬剤耐性菌）	-
評価品目分類	薬剤耐性菌	-
用途	飼料添加物	-
評価要請機関	農林水産省	-
評価要請文書受理日	2003年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">受付文書</a></li> </ul>
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項	-
評価目的	抗菌性物質が飼料添加物として家畜等に使用された場合に選択される薬剤耐性菌について	-
評価目的の具体的内容	-	-
評価結果通知日	2020年2月4日	-
評価結果の要約	<p>（1）ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム（HPS）の鶏への使用により、その構成成分であって生体内で解離して抗菌活性を示すと考えられるハロフジノンに対する耐性菌が選択される可能性は否定できないが、ハロフジノンがヒト用抗菌性物質として使用されないこと、ヒトに使用される他の抗菌性物質と構造が異なるため交差耐性が起こる可能性が低いこと等から、特定すべきハザードがないと判断した。したがって、HPSを鶏に使用することにより選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。</p> <p>（2）なお、薬剤耐性菌に関する詳細な情報について、現時点では十分とはいえないことから、リスク管理機関である農林水産省において引き続き情報の収集に努めるべきと考える。 （令和2年2月4日府食第86号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">通知文書[PDF: 437KB]</a></li> </ul>
評価結果の要約補足	-	-

印刷ページ

[このページの先頭へ](#)

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル22階 TEL 03-6234-1166 FAX 03-3584-7390

Copyright © 2006 - 2014 Food Safety Commission. All Right Reserved.

## 食品安全総合情報システム



検索

[トップ](#) [キーワード検索](#) [食品安全関係情報](#) [会議資料](#) [Q & A](#) [評価書](#) [研究情報](#) [調査情報](#) [ヘルプ](#)

### 評価書詳細

項目	内容	添付資料ファイル
評価案件ID	kya03120816928	-
評価品目名	ピコザマイシン（薬剤耐性菌）	-
評価品目分類	薬剤耐性菌	-
用途	動物用医薬品、飼料添加物	-
評価要請機関	農林水産省	-
評価要請文書受理日	2003年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">受付文書</a></li> </ul>
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項	-
評価目的	抗菌性物質が動物用医薬品又は飼料添加物として家畜等に使用された場合に選択される薬剤耐性菌について	-
評価目的の具体的内容	-	-
評価結果通知日	2020年5月19日	-
評価結果の要約	<p>（１）家畜に対してピコザマイシンを使用することにより、ピコザマイシンに対する薬剤耐性菌が選択される可能性は否定できないが、ピコザマイシンがヒト用医薬品として使用されていないこと、ヒトに使用されている抗菌性物質と構造が異なるため交差耐性が起こらないこと、耐性遺伝子を介した交差耐性についてもヒト及び家畜由来野外株において報告がないこと等から、特定すべきハザードはないと判断した。したがって、家畜にピコザマイシンを使用することにより選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。</p> <p>（２）なお、薬剤耐性菌に関する詳細な情報について、現時点では十分とはいえないことから、リスク管理機関である農林水産省において、適正使用や使用量等のモニタリング等を継続して実施するとともに、引き続き情報の収集に努めるべきと考える。</p> <p>（令和2年5月19日府食第405号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">通知文書[PDF: 468KB]</a></li> </ul>
評価結果の要約補足	-	-

印刷ページ

[このページの先頭へ](#)

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル22階 TEL 03-6234-1166 FAX 03-3584-7390

Copyright © 2006 - 2014 Food Safety Commission. All Right Reserved.